

## 大阪府北部地震にかかる一部損壊等住宅修繕支援制度について

今回の地震の被害を受け、住宅を一部損壊以上と判定された方に対し、

- ① 修繕費の一部として支援金を支給すること
- ② 共同住宅も対象とすること
- ③ 支給に際し、所得制限を設けないこと

を考えています。

### 1 震災による住宅被害への支援について

災害救助法が適用され、「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された場合、被災者生活再建支援制度の支援金や義援金の配分対象になります。しかし、「一部損壊」の場合、金銭的な支援がなく、被害を受けた市民から支援を求められています。

市独自の制度として、一部損壊以上の被害を受けた住宅に対し、修繕費の一部として支援金を支給するものです。

### 2 吹田市内の建物被害状況について

平成30年7月19日現在、全壊なし、大規模半壊1件、半壊3件、一部損壊1,853件となっており、現状の支援制度で支援を受けられる被災者はごく一部にとどまります。

### 3 他市の状況について（一部損壊等住宅への独自支援制度）

	所得制限の内容	修理費用	支援金
高槻市	なし	30万円～50万円未満	3万円
		50万円以上	5万円
茨木市	非課税世帯	修理費用の半額	上限20万円
	総所得430万円以下		上限10万円
箕面市	なし	30万円～50万円未満	3万円
		50万円以上	5万円

## 4 支援の内容について

### (1) 支給金額

今回の地震によって一部損壊以上の被害を受けた住宅に対し、修繕に要した工事費の額に応じて一定の支援金を支給します。共同住宅の居住者も支給対象とし、所得制限は設けません。

修繕に要した費用	支給額
30万円以上 50万円未満	3万円
50万円以上	5万円

### (2) 他の支援制度との比較

制度	担当室課	対象				支給額
		全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	
災害見舞金	生活福祉室	○	○	○		3万円（半壊） 5万円（全壊）
被災住宅の応急修理	都市計画室		○	○		58万4千円
本制度	住宅政策室	○	○	○	○	3万円又は5万円
該当件数		0	1	3	1853	(7月19日現在)

### (3) 共同住宅（マンション等）の扱いについて

り災世帯（専有部分）の修繕に要した費用が基準額に満たない場合でも、管理組合による共用部分の修繕の個人負担相当額との合計額が基準額以上となる場合は、支給の対象となります。

$$\text{個人負担相当額} = \text{共用部分修理費総額} \div \text{全戸数（賃貸室及び空き家を含む）}$$

### (4) 修繕に要した工事費の認定について

基本的には、工事完了後の領収書をもって実際に要した費用を確認し、申請を受け付けます。

共同住宅の共用部分に関しては、工事着手までに時間がかかることが想定されるため、見積書と工事実施の誓約書をもってその代替とし、上記の個人負担相当額の根拠とすることで、申請までの期間を短縮できるようにします。

なお、受付開始日以前に修繕工事を完了している場合も支給の対象とします。

### (5) 期間について

受付開始日から平成31年（2019年）3月31日までとします。

ただし、状況に応じて開始日から1年間を目安として期間の延長を検討します。

#### **(6) 予算の規模について**

り災証明の発行状況から、9000万円程度（2000件×4.5万円）を想定しています。

一方で、現在一部損壊の認定を受けている集合住宅の住戸を合計するとおよそ7000戸となることから、想定以上の申請が来る可能性もあります。

#### **5 スケジュールについて**

本事業の実施が確定後、すみやかにホームページや市報等により市民に向けて周知し、適切な時期に受付を開始します。

#### **6 事業の実施体制について**

通常業務に加え、1年に及ぶ期間で数千規模の給付処理を行うためには、現状の住宅政策室職員では対応が困難です。特に共同住宅居住者への支給に関しては、専門知識が必要となります。

また、相当数の問い合わせが想定されるため、公表と同時に専属の職員の配置が必要と考えます。